

## 岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成21年度第1回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成21年4月23日（木）午後1時から

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

#### 4 事務局

##### （1）岡山市

内村財政局長，松井財政局次長，大杉契約課長，野崎契約課課長代理，井上契約課課長代理，森安監理課長，難波監理課課長補佐，矢部監理課主任

##### （2）水道局

中山管財課長，近藤管財課課長代理，御幡管財課契約係長，桜井管財課主任

#### 5 会議次第

（1）平成21年度入札契約制度の改正について

（2）平成20年度等契約状況の報告について

（3）その他

#### 6 会議概要

（1）平成21年度入札契約制度の改正について

～ 改正概要説明 ～

Q．いっぺんには頭に入らないくらいの改正ですね。

A．19年度の外部審査委員会での答申をもとに，一般競争入札の拡大を一番に考えておりました，それから従来の指名競争入札とのバランスをとりながら今後も改革を進めていきたいと考えております。

Q．いい結果がでるか，悪い結果がでるか，当委員会の責任もありますね。

A．改革については全国的な見直しの中で行っていることです。

Q．全国なこととはいえ，大きな改革案になっていると思います。いい結果がでることを期待しています。それから電子入札について，今週から始まったとニュースで見ました。いい結果にというか，スムーズにしているとのことでしたが準備段階で非常に大変だったのか，今後順次拡大していくということですけど，拡大も大変なのでしょうか。また人的に非常に

合理的だと伺ってますけどどうでしょうか。併せて今週一週間やってみた感想などもお聞かせ願えたらと思います。

A．電子入札については、昨年の2月に「岡山県電子入札共同利用協議会」が発足し、県内の27市町村が参加していこうということになっています。まず今年度から始めたのは9市町となっています。岡山県はすでに平成14年から電子入札をやっていることもあって、岡山県内の業者は岡山県の電子入札に慣れているところがありました。

全国的にみると電子入札の方式が大きく二つありますが、岡山県は早くから始めていたため岡山県独自の方式です。始めてから7年が経過するなか問題もなくスムーズにいくということから、岡山県の方式ととったほうが業者にとって導入しやすいのではないかと考えまして、岡山県の方式を共同利用できるかたちにして検討を進め、この4月に初めての電子入札を行うこととなりました。従来の入札は、1件開札するのに15分ぐらいかかっていましたが、このまえの電子入札では、2分足らずで終了して報道陣の方々も「あっけない」と言われるぐらいでした。

ネット上で作業しますので、従来の封筒を開けてはんこがあるか、間違いはないかなどを確認して、順番に並べて読んでいた作業が一瞬のうちにできます。そういったことから公正性、透明性が担保できるということと業者にとってみれば自宅で入札ができますし、また話題になっていたエリア間違いの入札は、システムではじくことができますので、そういうケースはなくなってくるというメリットがあります。昨年の10月から説明会を十数回行い、模擬入札を今年の2月から毎週1回行ってきたことからうまく導入できていると思っておりますが、工事の入札はまだ1件ということで順次拡げていく予定です。また物品の関係も周知徹底しながら対応していこうと考えています。

Q．4月21日が最初だったのですか。1件だけですか。

A．工事が1件と委託が26件でした。

Q．競争参加者は何名ぐらいだったのですか。

A．工事は9社です。

Q．特に多いというわけではないですね。

A．今回の工事は体育器具ということで、特殊で通常の土木工事ではなかったため応札可能業者自体が12か13社ぐらいだったと思います。特に多いとか少ないとかはいえないところです。

Q．物品も同じ岡山県のシステムを使うのですか。

A．そうです。

Q．コスト的にはだいぶ安くすむんでしょうか。

A．コストのことをいわれるとなかなか難しいところです。具体的にというか細かくはしていないのが事実ですが、ざっとした数字でいうと27市町村で共同利用するシステムは5年間で3億数千万かかります。それを参加市町村でわけますと岡山市は人口が多い関係で、1億6～7千万ぐらいはかかる見込みになっています。年間の入札件数で割りますと1件約7～8千円ぐらいになるのではないかと考えております。それが高いか安いかは難しいところだと思います。

Q．これから長期間同じシステムを利用していけば、コストも回収できるかなとは思える。

A．電子入札は、透明性の向上などお金に換えられない部分があります。また他の市町村の参加が増えればコストは下がってきます。

(2)平成20年度等契約状況の報告について

～平成20年度等契約状況説明(岡山市分)～

Q．コンサル入札状況の随意契約の内容はどんなものですか。全体の12.82%となっていますが今後随意契約はどうなっていますか。

A．コンサルタント業務ですが、例えば道路工事だと地形の測量をしたり、地下の地質がどうなっているかを調査したり、またどういった道路を計画するか設計したりする業務です。ここしかできないという理由がたてば、地方自治法第167条の2により随意契約できることになっています。技術的にここしかできないとか高度な技術が必要である場合などです。建築設計だとデザイン部分を管理していくとかという場合があります。今までは別々で出していたものを一体で発注するなどのことは検討していかなければならないと思いますが、前後の関係からとか技術的なことなどで随意契約は残っていくのかなと思っています。

Q．一般競争入札のなかでプロポーザル方式はどのくらいのウエイトを占めていますか。

A．プロポーザルは単独随意契約の中には入ります。昨年度はありませんでした。建築設計ではプロポーザルを行うことがあります。昨年度はたまたまありませんでした。

Q．コンサルは業者ごとに業務内容が違うのではないですか。

A．発注するものが比較的小規模なものですので、多少の技術力の差はありますがそこまで評価は必要ないと考えます。評価が必要であれば逆にプロポーザルをして技術面を高く評価することになると思います。

Q．プロポーザルが多い事案はどんなものですか。

A．建築物の設計とか比較的大規模な設計などです。ほかには新しい技術で設計する工事の設計などがあります。例えばですが、大きな橋を造るという場合ですと岡山市ではプロポーザルの方式をとることが考えられます。

Q．はい、わかりました。次に、独占禁止法違反による指名停止が減ったということだが、何が減ったのか。

A．19年度は82件と多かったのですが、これは防衛庁関係の談合で47件、名古屋の地下鉄で24件とこの二つだけで71件になっています。

Q．独占禁止法違反はだいたい談合だと思うが、その下の「談合等」というのはなにか。独占禁止法違反には談合以外もあるのか。

A．談合以外ではカルテルがあります。

Q．贈賄1件というのはどういうものだったのですか。

A．19年度はA社が兵庫県内で水道関係事業をめぐる汚職事件を起こしまして、贈賄容疑で環境設計部長が逮捕されました。それを受けて指名停止しています。20年度はB社の営業部長が奈良県内の水道工事で贈賄をしたということで指名停止しています。

Q．それでは続いて、水道局の報告をお願いします。

～平成20年度等契約状況説明（岡山市分）～

Q．一般競争入札の落札率がけっこう高いね。どうしてですか。

A．一般競争入札のほとんどが水道管の布設工事です。内容にもよるところはありますが、工事費の約5割を材料費が占めております。そのあたりが落札率の下がりにくい要因ではないかと考えております。

Q．材料費は適正にだしているということですか。

A．そう思います。

Q．在庫をたくさん持って、安く仕入れた業者が入札に参加してということはなかったか。そういうゆとりのある業者はないだろうね。

A．水道管は在庫をもっても錆びますから。

Q．指名停止状況のなかで虚偽記載というのはどういうものですか。また反社会的行為という

のは何ですか。

A．虚偽記載は通常ですと岡山県へ提出する経営事項審査の申請書類に虚偽の記載が見つかった場合が主なものです。県の事務ですので直接審査を行っているわけではなく県からの報告に基づいて行っています。反社会的行為についてもそうですが、水道局の指名停止については市に準じたかたち行っていて岡山市が指名停止すれば水道局も指名停止するという基本的にはそういうことになっています。

Q．指名留保のなかの都市計画法違反というのはどんなものですか。

A．昨年度から事務所調査というのを行っています。計画的に見に行き発覚することもありますし、新規申請の場合、こういうところに事務所がありますという申請を受けて見に行き発覚する場合とあります。事務所を設置する場合、設置していい場所とよくない場所があります。例えば市街化調整で田んぼしか認めていないところに事務所があったりだとか、住宅専用地域には事務所専用の建物は建てられないのですがそこに事務所があったりというのがあります。その場合には指名留保をかけて是正をするまで留保します。

Q．工事自体に都市計画法違反があったということではないんですね。事務所の場所がということなんですね。

A．そうです。

Q．ちょっと前のところになるんですが、低入札価格調査基準価格の失格基準の改正について、直接工事費の基準が前75%だったのを85%に改正したとありますが、これは失格の可能性が高くなるような改正をされていると思います。どうして85%に改正されたのか教えてください。

A．従来75%で行ってまいりました。実際にはこの数値的失格は多くはなかったです。自動的に失格になりますので、あまりあげるのもどうなのかなというところはありますが、他都市などの状況をみて合わせていこうと考えておまして、最終的には岡山県が行っている失格基準に合わせていくかたちにしました。あまり上げすぎるとまずいですし、下げすぎると失格にならないことになります。低入札調査になっても実際問題できるかできないかは判断がむずかしいところです。数値的失格基準は短絡的に言うと最低制限価格に合わせた設定にしています。岡山県の方法が全国的にみても中庸を得ているのではないかとということで岡山県に合わせて失格基準を変えています。説明になっていないかもしれませんが、ようは低入札価格調査での自動的な失格基準ですので、あまり競争が激化しすぎないようにとの配慮があります。

Q．75%という数字はわれわれの委員会で、旧制度の撤廃を求めた後にできた数字でしょう。75%が工事の弊害を生んだとかそういう事実があるのならわからなくてもそんな声は全然聞いていない。そういうのがあったんですか。ないのなら85%にかえているのは違和感があるな。

A．具体的に、実際に失格になるような、検査に合格しないようなものがあつたわけではありません。

Q．岡山市で初めて郵便入札制度を取り入れた後の平均落札率は85%より低かったんじゃないですか。そうするとあのころのあの入札は全部失格ということになってしまう。もっと高くいれるということになるわけで公共工事を行政主導で高くさせてる印象を与えかねないという問題があるのではないかと思うのですが。

A．全体の75%が85%になったわけではなくて、75%よりは高くなっているとは思いますが81か82%から77か78%ぐらいが多いのではないかと思います。これが高値誘導ではないかとの指摘については重く受け止めさせていただきます。